

平成27年度税制改正 (法人税率の引き下げと外形標準課税の拡大) について

H27.6

1、法人税率の引き下げ

平成27年度税制改正は、成長志向に重点を置いた法人税改革を目指し、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えてより広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力を向上させる取組みを後押しするというものです。

※中小法人以外の普通法人の場合※

	改正前		27年度	28年度
法人税率	25.5%	➡	23.9%	23.9%
法人事業税所得割 (標準税率)	7.2%		6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%		32.11%	31.33%

※中小法人等の軽減税率の特例

所得金額 年800万円以下の部分(19% → 15%)の適用期限は
2年間延長されます。

2、大法人の「法人事業税外形標準課税」の拡大等

課税ベースの拡大として、27年度改正では「欠損金の繰越控除の見直し」「受取配当等益金不算入の見直し」「法人事業税の外形標準課税の拡大」「租税特別措置の見直し」がされましたが、地域経済を支える中小法人への影響に配慮して27年度は、大法人を中心にした改革となっています。

たとえば欠損金の繰越控除制度は、大法人の控除限度額（改正前：所得の80%）が、27年度は所得の65%、29年度は所得の50%に引き下げられます（再建中の法人や新設法人には特例があります）。

これに伴い平成29年4月以後に生じた欠損金の繰越期間は10年に延長されます。

大法人の法人事業税のうち外形標準課税が全体の2/8から、27年度に全体の3/8、28年度には4/8に拡大されます。

〈 改 正 前 〉			〈 2 7 年 度 〉			〈 2 8 年 度 〉	
付加価値割 0.48%	所 得 割 7.2%	➡	付加価値割 0.72%	所 得 割 6.0%		付加価値割 0.96%	所 得 割 4.8%
資 本 割 0.2%			資 本 割 0.3%		資 本 割 0.4%		

ご意見・ご質問は、
担当者までお願い致します。